エミール

平成21年3月26日

(通巻第18号)

発行:三重県児童相談センター

電話059-231-5902

虐待を認めない親との関係づくり

児童相談センター総務・企画調整室 井上 良純

私が虐待ケースに関わりを持つことになったのは、2度目の児童相談所勤務となった平成6年からである。最初に介入したのは、母親による幼児虐待ケースで、職場の仲間や周囲の関係者とのいわば右往左往しながらの手探り状態での対応であった。何とか子どもを保護し、最悪の事態を回避することはできた。その後、社会的な認識の変化や、法的な整備もされてきたが、虐待ケースに関わっていくことの難しさは変わらず、児童相談所が担わなければならない課題は増えているように感じる。親との信頼関係を形成するためにはどのように面接を進めたらよいのか、家族再統合に向けた支援をどうしたらよいのか、関係機関との連携をどう進めるのか現場での悩みは尽きない。

児童相談所の介入は親にとっては危機的事態と受け止められ、強い不安や怒りを招いてしまう。また、多くのケースで、虐待の認識や理解は親との間に大きな相違があり、強い否認が生じる。虐待を認めることは親にとって不利になる (親は責められ、子どもと引き離される)ので、事実と異なる説明をすることも多い。こうした親の心情を無視して、事実確認にとらわれると親との言い争いが生じてしまう。「お子さんの安全が心配なので・・・」と話をしようとしても、何も問題は無いと拒絶されてしまう。

こうした状況で、親との関係づくりをすすめるためには、虐待の原因追求を行うのでなく、親につらい思いをさせていることに十分に気を配りながら、まず、家族のニーズは何か、どのような援助が必要なのか把握することが大切である。第2に、子どもの安全を高める要因や資源を把握し、そこを強化していくことが大切である。ケースのマイナス面だけでなく、プラスの面の気づきにもつながる。第3には、子育てについて具体的な改善策を見つけることが大切であるが、そのためには虐待をしないですんだ時など「例外について」質問することが有効だといわれている。問題行動を修正するのでなく、うまくやれたことに目を向け、成功体験を増やしていくこと、つま

り、うまくやれていると親自身が実感できるように支えることで、子どもへの接し方にも変化が期待できる。

このように、介入が親の気づきを促し、親子関係の修復を図る契機にもなる。援助の姿勢としては、虐待のリスクに十分に注意を払いつつ、親としてやれていることや、親の持つ資源や強み(ストレングス)に焦点をあて続けることが重要だといえる。さらに、親を支援するネットワークや子育ての応援団づくりなど、市町村との連携がますます重要になってもきている。私自身は第一線を退くが、児童相談所の実践力が高まり、子どもの福祉(安心、幸せ)に寄与していくことを願う。

言葉について

中勢児童相談所一時保護課 鯖戸 みゆき

前の職場では、縁があって、約28年間障がい児の生活指導をしてきた。

長年、一緒に生活していると、あうんの呼吸で相手が何を求めているのかがわかるようになっていた。ついつい目くばせや職員を呼ぶ声にすぐ反応してしまい、用件を聞く前に先取りして介助している自分がいた。

施設では、皆が障がいをもった仲間であるため、子どもたち同士でも、友だちが何 を言いたいのかがわかってしまう。

しかし、自立させていくためには、それでは駄目なのである。

一歩外に出るだけで、世間の冷たさを肌で感じることになる。

それは逆の立場から言えば、車いす一つ、何をどう介助してあげればよいのか、第三者には分かりにくいものだ。やはり障がいをもつ者が、相手に分かるように介助して欲しいことを言葉などで表現することが大事なのである。

そして、社会に出た時に困らないように、まず挨拶がきちんと出来るようになることである。そして、介助してもらって当たり前という甘い考えは捨てなければいけない。 介助してもらったことに、感謝する気持ちを素直に相手に伝えることが大切なのである。

「ありがとう!」と一言でいいのである。

人間関係をうまくさせるのも、さりげない一言で変わるものである。

私は子供たちに、『 挨拶、 お礼、 感謝、 謝罪、 伝えたいことを自分の言葉で話す』を指導してきた。

言葉についての問題は、障がい児だけではなく、現代の子どもたちにも言えること

である。ましてや、社会の大人たちにもいえることではないだろうか!?

なぜなら、今の子どもたちは、自分の感情を表す言葉を知らないように思えるから だ。

「ウザイ」「キモイ」と単語だけを話し、会話になっていない。言葉の持つ意味を間違えている。

携帯やゲームの普及により、会話が家庭の中でも減っている。 大人からの声かけにより、もっと会話を増やすことが大切だと思う。

自己中心的な考えの多い世の中、それでも、人とのコミュニケーションの第一歩は、 挨拶だと思う。

朝の「おはよう!」の挨拶一つで、その日の気分も変わると思う。

挨拶をきっかけに、初対面の人とも話が出来るはずだ。

また、「ありがとう!」というさりげない言葉は、ホッとすると思う。

お礼や謝罪もタイミングを逃すと言いにくくなるもの。

物には魂が宿っているといわれる。特に言葉には、それが一番強いと思う。言葉によって、人は、勇気づけられたり、癒やされたり、元気をもらったりする。また反対に何気ない一言で、傷ついたり、傷つけたりする。一度、口から出てしまった言葉は、いくらあとで取り繕っても許されない。そして、相手の心に残ってしまう。

言葉足らずで相手に通じず、逆の解釈をされてしまいトラブルの元となっては意味がないと思う。

それには、常に感謝の心をもち、言葉を使い慣らしていけば、相手を思いやる気持 ちへの配慮も自然と出来てくると思われる。

せっかく人間に生まれてきたのだから、人間が持っている『言葉』というものをおおいに使って、人間関係を広げていくことは、楽しいことだと思いませんか!もっと会話を楽しみましょう。言葉のキャッチボールはおもしろい!!

意外な人の新たな発見が出来るかもしれませんよ。

そして、『笑顔』。

言葉と笑顔。この二つは、必ず幸せを運んできてくれますよ!

志摩市における子ども家庭相談

南勢志摩児童相談所 濱野 良紀

こんにちは、南勢志摩児童相談所 CW の浜野良紀です。

平成 17 年度から志摩市地区担当として従事しています。ということで、志摩市の相談体制や現状の仕組みについて、ご報告したいと思います。

志摩市における子ども相談

志摩市は、平成 17 年度から、市としての相談事業を展開しており、家庭児童相談室が、臨床心理士とともに、発達面だけでなく、心理面も含めた相談に対応しています。

ご承知のとおり、児童福祉法が改正され、市町村が家庭児童相談に関する相談業務を担うこととなった時期でした。志摩市は、いち早く、その体制をとって、市民のニーズに応えており、今でも好評を得ています。

年々拡充され、平成 20 年度には、毎週金曜日は相談日となり、旧町単位(磯部・大王・浜島・志摩)にも巡回相談日も設けています。

相談したい方は、まず志摩市の相談を受けてもらい、当該児童の状態の把握と理解の促進、家庭での関わり方など、アドバイスを得ています。また、それを家庭児童相談室が保護者の了解の元、必要に応じて、学校や保育所、幼稚園など児童の所属機関にフィードバックしています。

相談の結果、医学的判定が求められる場合や、言語訓練が必要な場合は、児童相談所の児童精神科医受診や、ST による言語訓練につなぐこともあります。その後、児童精神科医の診立てを踏まえて、再度市として家庭・児童への支援を行っていきます。

要保護児童対策地域協議会について

志摩市においては、同じく平成 17 年度から志摩市子ども家庭支援ネットワーク会議として、志摩市内における児童や家庭に対する支援を検討する場として重要な役割を担っています。

同会議は、代表者会議・実務者会議・個別ケース検討会議の3層構造が確立されており、それぞれの機能が分担されていることは皆様ご承知のとおりだと思いますが、最近私が感じることは、近年実務者会議の機能が徐々に増しているところです。それぞれの所属の実務的立場の委員が、自身の経験を踏まえた上で、所属の立場からの率直な意見が出され、この月1回ペースで開催される実務者会議が、事務局及び児童相談所も新たな視点でケースを捉えなおす機会になりました。

また、代表者会議には、野田正人会長(立命館大学教授)や岩佐嘉彦委員(弁護士)など、そうそうたるメンバーが名を連ねています。"アゴ(志摩市阿児町)でつかわ

れている "野田会長 (注:会長自慢のネタなので記載してもお許しは得られるでしょう)を筆頭に、その人材を活用して、幼稚園や里親、歯科医の立場から講演があって、各現場へのフィードバックがなされたり、保育所職員が研修の場を設けるなど、代表者会議を超えた広がりを見せていることは、志摩市における子ども家庭支援に対する守備範囲の拡大・意識の涵養を物語るものと驚異したことを覚えています。

こうした志摩市の取り組みは、全国的にも先進的なものであり、「志摩市子ども虐待防止マニュアル」を見れば納得いただけると思います。各構成機関(保育所・幼稚園・学校・保健センターなど)がそれぞれの現場での児童虐待に対する視点、対応の仕方を具体的に定め、分かりやすく導いたことは、大きな一歩となっています。

Special Thanks

こういった先駆的な取り組みは、

志摩市におけるネットワーク事務局、及び子育て支援課、保健センター、市教委な ど、各関係部局の熱意とご尽力、

ネットワークにおける外部有識者の皆様のご支援、

歴代南勢志摩児童相談所における所長、職員など諸先輩方のバックアップ、

そして何より、市民の方々のご理解・ご協力、の賜物であると、長い長い歴史の中で、今たまたま担当している一ケースワーカーは感謝の至りであります。

最後に

つたない文章で失礼しました。今回寄稿した暁には、今後、三重県内だけでなく、 全国的にも、このような志摩市のご努力が伝わり広まれれば幸いと思いつつ、ここで 終わります。ありがとうございました。

「教員生活26年、でも今は児童福祉司3年目」

伊賀児童相談所 西口 成貴

中学校で21年間英語の教員として教壇にたち、5年間小学校教員として児童と向き合ってきました。それがある日突然、「来年度は児童相談所で働いてもらうでな。前任者は血を吐いて入院したそうや。ま、がんばってくれ。」と校長先生からのお言葉。それから3年が経とうとしています。

26年間も学校教育だけに携わっていましたので、児童相談所は何もかもが別世界でした。初めての仕事は親の意に反して子どもを保護する事でした。父親は声を荒げて抵抗し、母親は泣き崩れ震えています。長時間の説得にも同意を得られず、職権で

の保護となりました。子どもの福祉を最優先に考えた結果、児童相談所の出した方針です。その後、子どもの福祉を最優先に考え、昼夜を問わず全力で取り組んだ結果、教員では経験することのないような体験をさせていただきました。すごい異臭のするゴミ屋敷を丸2日かけて掃除したり、家庭内暴力の児童を警察の覆面パトカーで保護所に移送したり、虐待通告後児童の安全確認のため現地に赴き、緊迫した緊張感のもと児童を保護したり・・・・。あっと言う間の3年間でした。

そして今、その3年間でたくさんの関係者の方々との出会いの中、多くのことを学ばせて頂きました。市町の児童福祉担当の相談員さんは献身的に子どもと家庭を支えておられます。身近な相談相手として子どもの健やかな成長を願って時間と労力を惜しまず頑張ってみえます。

保健師さんは、頻繁に家庭訪問され、子どもだけでなくしんどい母親のケアに翻弄 されながらも家庭を支援してみえます。

女性相談員さんは、DV加害者からの攻撃を真っ向から受け、児童を守るために昼 夜を惜しまず仕事をしてみえます。

児童養護施設の職員さんは、虐待により家庭から離れて暮らさないといけなくなった不安定な児童の気持ちを受け止め、揺れ動く気持ちからくる憤りを受容し、児童と真っ向から向き合ってみえます。

保育所の保育士さんは、食事をとってこれない児童や汚れた服装の児童に食事や衣類を整え、暖かく児童を見守ってくれています。

学校の先生は、ネグレクト家庭に出向き児童のために積極的に保護者に働きかけ、 家庭を変えようと母親の相談に親身にのってみえます。

このように、たくさんの関係者の方々のお力により児童の福祉が最優先に守られているのだとつくづく感じております。そして、今、その関係者の方々に感謝の気持ちで一杯です。

~ 児童相談所の昔と今とこれから ~

児童相談センター児童自立支援室 久保 正

月日のたつのは早いもので、私が初めて児童相談所の心理判定員となったのは今から38年前のことです。

人事の発令を受けて心理判定員についての知識もないまま児童相談所勤務となったため、その字義どおりに解釈して、人の心理を判別して、その良し悪しなどを決定

する仕事をするのだろうか、そして職場には児童福祉司という名前からしていかめしい感じのする児童の福祉を司る人もいるという職場で、果たして自分は心理判定員の 仕事が勤まるだろうかと、内心、不安と緊張とが入り混じった複雑な気持ちで仕事を 始めたことを思い出します。

私がこの仕事を始めた昭和40年代後半は日本が高度経済成長の中で、息づきはじめ、新しい社会福祉制度や事業が次々と整備された時代でもありました。

その中で児童相談所は何をすべきか、心理判定員の役割とは何であるか等児童相談所における心理臨床が模索されていました。

そのような流れの中で、個人心理療法、集団心理療法が次々と試されてきました。 つまり、地域における児童福祉の専門機関としての児童相談所のクリニックサービス機能の中核を担う心理判定員は相談・援助の対象を特定のクライエントに対して「判定室で個人の内面に働きかける」ことを通して、個人の関係性を重視した仕事をしてきました。

しかしながら、平成12年の「児童虐待の防止等に関する法律」の施行以降、児童虐待問題を通して心理判定業務のあり方に転換期を迎え、従来のクライエントからの相談・援助依頼に基づくものとは明らかに異なったスタンスでの対応を求められるものも少なくなく、児童相談所全体がこの状況に向き合わざるを得ない事態となっています。

今日、多様な介入レベルでの対応を求められている心理判定の関与についてはこの 時代における新たなニーズとして受け止め、従来培われてきた経験と専門性とに加え て、新たな専門性を積み上げ確立していく必要性に迫られています。

このことは心理判定の役割の変更を求められているのではなく、むしろ役割の拡大が求められていると受け止め職務に邁進していく必要があるように思われます。

しかし、一方では私たちの対象としている子どもたちはいつの時代においても、社会の中でもっとも弱い構成員であるため、何らかの保護と援助がなければ、生きていくことも成長することも出来ない存在です。そこに戦後半世紀以上を超えてもなお引き継がれてきた児童福祉法の理念と加えて児童の権利に関する条約の内容が意味を持ってくることになりますが、時代の移り変わりや、ものの変わり方の変化も速くなっている今日ではありますが、昔も今もこれからも変わることのない児童福祉の心棒となるものは何であるかをいつも心にとめておかなければならないと思うこのごろです。